



6半総第1378-1号

令和6年11月13日

関係部課等長 殿

半田市指名審査会会長

副市長 山本卓美

指名停止決定通知書

このことについて、下記のとおり指名停止することに決定したので通知します。

記

1 指名停止業者

①整理番号 3-10318 東京海上日動火災保険（株） 愛知南支店

②整理番号 3-10579 損害保険ジャパン（株） 名古屋支店

2 指名停止期間

令和6年11月14日から令和7年1月13日まで2か月間

3 指名停止理由

対象業者が、9者の保険契約者との損害保険契約に関し、他の損害保険会社と契約条件等について調整を行い、競争を実質的に制限した行為が、独占禁止法第3条の規定に違反するとして、令和6年10月31日公正取引委員会から違反行為の認定、排除措置命令及び課徴金納付命令を受けたことによる。